

広域的地域活性化基盤整備計画

だい たんば けんいき こういき かんこう かつせいか けいかく
大丹波圏域広域観光活性化計画

ひょうご
兵庫県

たんば し ささやまし
関係市町村(丹波市、篠山市)

平成30年3月

注)・「関係市町村」欄には、広域的地域自立・活性化法第5条第5項の規定による意見聴取が必要な市町村をすべて記載すること。
・様式は、A4長辺側を、2箇所ホチキス留めすること。

目次

○ 拠点施設

○ 拠点施設・重点地区

拠点施設

施設名	丹波焼の里	所在地	兵庫県篠山市
設置主体	篠山市	管理・運営主体	篠山市
拠点施設の区分	体験学習施設 (法第2条第2項第3号及び省令第1条第2号)	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ホ及び省令第1条第1項第2号
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> ・丹波焼の里に設置されている「丹波伝統工芸公園 立杭陶(すえ)の郷」は、日本六古窯のひとつである丹波焼を知り、体験する施設として、昭和60年6月に開園された。 ・丹波焼の陶芸体験教室や展示販売が開催されるほか、会議室やレストラン、野外活動施設も整備されており、大丹波圏域のレクリエーション施設として機能している。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> ・基幹事業である(国)372号丹南バイパスの整備により、京都府側から拠点施設へのアクセス性が向上し、大丹波圏域内の広域観光の周遊性が高まる。このため、大丹波圏域の体験学習施設としての魅力向上、拠点施設の活性化が図られる。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> ・粘土細工や絵付けができる陶芸体験を県内外の個人から団体まで幅広く行っている。 ・施設内には、丹波焼き53軒の事業者(窯元)が作品を展示、販売している。 ・丹波焼陶器まつりに代表されるイベントや展覧会が定期的に開催されている。 ・隣接する兵庫陶芸美術館とも連携し、地域の活性化にも貢献している。 <将来> ・道路整備によるアクセス性の向上と、篠山市のユネスコ創造都市への加盟(平成27年度)や、日本遺産の指定(平成27年度)による認知度の向上、及び篠山城跡等の日本遺産との連携により、今まで以上に丹波焼の陶芸体験の機会や陶器販売数の増加を図ることで、地域の自立的な発展に寄与する。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> ・日本六古窯のひとつであり全国的にも名高い丹波焼を知り、体験できる施設であり、また、この地域資源を活かしたイベントや展覧会も積極的に開催されるなど、大丹波圏域内における主な体験学習施設であるため。 ・また、拠点施設へのアクセス性が向上するとともに、大丹波圏域内の広域観光の周遊性が向上することにより、体験学習施設としての魅力が高まり、計画目標達成に必要な不可欠な拠点施設であるため。			
重点地区(設定する場合に記述) 面積 — ha			
<重点区域の特性・機能> —			

拠点施設

施設名	丹波竜化石工房「ちーたんの館」	所在地	兵庫県丹波市山南町
設置主体	丹波市	管理・運営主体	丹波市
拠点施設の区分	体験学習施設 (法第2条第2項第3号及び省令第1条第2号)	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ホ及び省令第1条第1項第2号
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> ・丹波竜化石工房は、恐竜化石のクリーニング作業を行い、発掘作業の推進を図るとともに、丹波竜化石の展示などによる情報発信や、体験学習の場とするために平成19年12月1日に開設された。 ・さらに、丹波竜が伝える丹波市の「自然」、「歴史」、「環境」、「教育」、「観光」を未来へと継承する拠点施設を目指し、平成22年12月4日、丹波竜化石工房「ちーたんの館」としてリニューアルオープンした。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> ・基幹事業である(主)篠山山南線(川代工区)を整備することにより、丹波篠山口IC(舞鶴若狭自動車道)から拠点施設へのアクセス性が向上するとともに、大丹波圏域内の広域観光の周遊性が向上することで、体験学習施設としての魅力が高まり、拠点施設の活性化が図られる。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> ・骨格復元体験、化石クリーニング作業の見学コーナー、化石レプリカの展示スペース、化石等の専門図書館、ワークショップなどを実施できるセミナーゾーンなどの施設が整備されている。 ・丹波竜をテーマに地元ガイドが案内する化石発掘現場を巡る周遊バスを運行しており、県内外から参加している。 <将来> ・道路整備によるアクセス向上と、世界的に珍しい化石(国内初)が発見(平成27年度)されるなど、更なる認知度の向上と、篠山城跡等の日本遺産や他の拠点施設との連携により、今まで以上に体験学習の機会や施設来訪者の増加を図ることで、地域の自立的な発展や国民生活の向上に寄与する。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> ・丹波竜化石工房は、恐竜化石発掘作業の推進を図るとともに、丹波竜化石の展示などによる情報発信や、体験学習の施設となっている。また、丹波竜が伝える丹波市の「自然」、「歴史」、「環境」、「教育」、「観光」を未来へと継承する拠点施設を目指し、平成22年12月4日、丹波竜化石工房「ちーたんの館」としてリニューアルオープンしており、大丹波圏域内の主な体験学習施設であるため。 ・また、拠点施設へのアクセス性が向上するとともに、大丹波圏域内の広域観光の周遊性が向上することにより、体験学習施設としての魅力が高まり、計画目標達成に必要な拠点施設であるため。			
重点地区(設定する場合に記述) —			
面積	—ha		
<重点区域の特性・機能> —			

平成28年3月作成

平成26年5月様式

拠点施設

施設名	大国寺	所在地	兵庫県篠山市味間奥
設置主体	寺院	管理・運営主体	寺院
拠点施設の区分	体験学習施設 (法第2条第2項第3号及び省令第1条第2号)	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ホ及び省令第1条第1項第2号
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> ・本堂は、室町時代初期に建てられた、唐様と和様の折衷様式であり、昭和36年に国指定重要文化財に指定されており、昭和42年に県観光百選に選定されている。 ・本堂内の仏像(薬師如来坐像、大日如来坐像、阿弥陀如来坐像、持国天立像、増長天立像)は大正11年に国指定重要文化財に指定されている。 ・6月は新茶の収穫に感謝した大国寺丹波茶祭り、秋は大国寺もみじ祭りが開催されているほか、夜間のライトアップ撮影などの撮影イベントも開催されている。 ・特に、大国寺丹波茶祭りでは新茶の茶摘み、手揉み体験、お茶席などが催されており、県下最大の生産量を誇る丹波茶を体験することができる。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> ・基幹事業である(主)西脇篠山線(味間工区)を整備することにより、丹波篠山口IC(舞鶴若狭自動車道)から、拠点施設へのアクセス性が向上するとともに、大丹波圏域内の広域観光の周遊性が向上することで、地域の固有の自然、文化等に関する体験学習施設としての魅力が高まり、拠点施設の活性化が図られる。 拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> ・国指定文化財に指定されている本堂及び仏像(5体)の拝観のほか、6月の大国寺丹波茶祭り、秋の大国寺もみじ祭り、夜間のライトアップ撮影などの撮影イベントも開催されており、県内外から参加している。 <将来> ・道路整備によるアクセス性の向上と、篠山市のユネスコ創造都市への加盟(平成27年度)による認知度の向上、及び篠山城跡等の日本遺産や他の拠点施設との連携により、今まで以上に拝観者と大国寺茶祭りなどのイベント参加者の増加を図り、地域の自立的な発展に寄与する。 広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> ・大国寺は、本堂、本堂内の仏像ともに国指定重要文化財に指定されており、県観光百選にも指定される四季折々の風景を楽しめる施設であるとともに、6月は大国寺丹波茶祭りを通じた茶摘みや手揉み体験や、秋はもみじ祭りが開催されているとともに、夜間のライトアップ撮影などの撮影イベント開催など、大丹波圏域内の固有の自然、文化等に関する主な学習体験施設であるため。 ・また、拠点施設へのアクセス性が向上するとともに、大丹波圏域内の広域観光の周遊性が向上することにより、体験学習施設としての魅力が高まり、計画目標達成に必要な不可欠な拠点施設であるため。 重点地区(設定する場合に記述) 面積 —ha <重点区域の特性・機能> —			

拠点施設

施設名	黒豆の館	所在地	兵庫県篠山市下坂井
設置主体	株式会社 黒豆の館	管理・運営主体	株式会社 黒豆の館
拠点施設の区分	体験学習施設 (法第2条第2項第3号及び省令第1条第2号)	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ホ及び省令第1条第1項第2号
拠点施設の整備の有無	有 - 無	整備期間	-
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> <ul style="list-style-type: none"> ・黒豆の館では、黒豆収穫体験やシャクナゲ祭りなど、地域の固有の自然を体験できるほか、丹波篠山の名産品やお土産の販売コーナー、不定期でイベント開催されているギャラリースペース、地元農産物を使った手作り田舎料理を提供する飲食スペース、フリーペーパーや雑誌などがある観光案内所が設置されている。 ・販売コーナーでは、丹波名産の黒豆、栗、山芋やそれらの加工食品(黒豆煮、栗ようかん)が販売されている。また、地元でその日に獲れた新鮮野菜も販売されているほか飲食コーナーでは、丹波篠山の黒豆など地元農産物を使った手作り田舎料理をパイキング形式で提供している。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹事業である(主)春日栗柄線(野瀬工区)を整備することにより、北近畿豊岡自動車道と舞鶴若狭自動車道が合流する交通結節点(春日JCT・IC)から篠山市域の拠点施設へのアクセス性が向上するとともに、大丹波圏域内の広域観光の周遊性が向上することで、体験学習施設としての魅力が高まり、拠点施設の活性化が図られる。 			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> <ul style="list-style-type: none"> ・黒豆収穫体験やシャクナゲ祭りなど、地域固有の自然を体験学習できるほか、地元、丹波篠山の名産品や地元で獲れた新鮮野菜の販売、地元農産物を使った飲食コーナー、観光案内所が整備されていることから、県内外から多くの参加者がある。 <将来> <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備によるアクセス性の向上と、篠山市のユネスコ創造都市への加盟(平成27年度)による認知度の向上、及び篠山城跡等の日本遺産や他の拠点施設との連携により、今まで以上に体験学習の機会や施設来訪者の増加を図ることで、地域の自立的な発展や国民生活の向上に寄与する。 			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> - <拠点施設に設定した理由> <ul style="list-style-type: none"> ・黒豆の館は、全国的にも知名度の高い丹波の黒豆の収穫体験など、地域の固有の自然を体験できるほか、観光案内も兼ねた休憩施設であるとともに、地元名産品等を販売し、地元農産物を使ったパイキングも人気がある、大丹波圏域内の主な学習体験施設であるため。 ・また、拠点施設へのアクセス性が向上するとともに、大丹波圏域内の広域観光の周遊性が向上することにより、体験学習施設としての魅力が高まり、計画目標達成に必要な拠点施設であるため。 			
重点地区(設定する場合に記述) -			
面積	-ha		
<重点区域の特性・機能> -			

平成28年3月作成

平成26年5月様式

拠点施設

施設名	篠山城跡	所在地	兵庫県篠山市北新町
設置主体	篠山市	管理・運営主体	篠山市
拠点施設の区分	法第2条第2項第3号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(2)
拠点施設の整備の有無	有・ (無)	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> <ul style="list-style-type: none"> ・篠山城は慶長14年(1609)年、徳川家康が山陰道の要衝に築いた城であり、平成12年には大書院が復元され、一般公開されている日本遺産である。 ・また、篠山城跡を核とする篠山城下町(日本遺産)は、江戸時代の武家町や商家町の町割りを残すなど、城下町の要素を全体によく残している。 ・さらに、全国に誇る民謡のデカンショ節(日本遺産)で踊るデカンショ祭りが行われる8月には、提灯などで町中が彩られ、情緒豊かな歴史的風致を伝える。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹事業である(主)春日栗柄線(野瀬工区)を整備することにより、北近畿豊岡自動車道と舞鶴若狭自動車道が合流する交通結節点(春日JCT・IC)から篠山市域の拠点施設へのアクセス性が向上するとともに、大丹波圏域内の広域観光の周遊性が向上することで、観光拠点としての魅力が高まり、拠点施設の活性化、大丹波圏の観光地としてのイメージ確立が図られる。 			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> <ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産に指定される篠山城跡や篠山城跡大書院が一般公開されているほか、全国に誇る民謡のデカンショ節(日本遺産)で踊るデカンショ祭りなど、県内外から多くの来訪者がある。 <将来> <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備によるアクセス性の向上と、篠山市のユネスコ創造都市への加盟(平成27年度)による認知度の向上、及び丹波焼の里等の日本遺産や他の拠点施設との連携により、今まで以上に施設来訪者の増加を図ることで、地域の自立的な発展や国民生活の向上に寄与する。 			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> <ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産に指定される篠山城跡や篠山城下町など歴史的風致を経験できるほか、日本遺産に指定されるデカンショ節によるデカンショ祭りが開催されるなど、篠山市域を代表する観光施設であるため。 ・また、拠点施設へのアクセス性が向上するとともに、大丹波圏域内の広域観光の周遊性が向上することにより、観光施設としての魅力が高まり、計画目標達成に必要な不可欠な拠点施設であるため。 			
重点地区(設定する場合に記述) 面積 ha			
<重点区域の特性・機能> —			

拠点施設・重点地区

※複数の拠点施設が離れている場合は、適宜追加する。

大丹波圏域(兵庫県)	所在地	兵庫県篠山市今田町	重点地区	有(無)	重点地区の面積	-ha
------------	-----	-----------	------	------	---------	-----



拠点施設・重点地区

※複数の拠点施設が離れている場合は、適宜追加する。

大丹波圏域(兵庫県)	所在地	兵庫県篠山市	重点地区	有(無)	重点地区の面積	-ha
------------	-----	--------	------	------	---------	-----



拠点施設・重点地区

※複数の拠点施設が離れている場合は、適宜追加する。

大丹波圏域(兵庫県)	所在地	兵庫県丹波市山南町	重点地区	有(無)	重点地区の面積	-ha
------------	-----	-----------	------	------	---------	-----



拠点施設・重点地区

※複数の拠点施設が離れている場合は、適宜追加する。

大丹波圏域(兵庫県)	所在地	兵庫県篠山市	重点地区	有(無)	重点地区の面積	-ha
------------	-----	--------	------	------	---------	-----



拠点施設・重点地区

※複数の拠点施設が離れている場合は、適宜追加する。

大丹波圏域(兵庫県)	所在地	兵庫県篠山市	重点地区	有(無)	重点地区の面積	-ha
------------	-----	--------	------	------	---------	-----



拠点施設

施設名	西山酒造場	所在地	兵庫県丹波市市島町
設置主体	株式会社西山酒造場	管理・運営主体	株式会社西山酒造場
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(1)
拠点施設の整備の有無	(有) ・ 無	整備期間	H28-H30
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> ・竹田地区周辺は丹波杜氏の郷としても知られており、なかでも(株)西山酒造場は、全国ブランドでもある地酒(小鼓)の酒蔵として有名である。 ・清酒販売の他、酒蔵見学、蔵開きなどのイベントにより、多くの観光客が訪れている。 ・酒造場内の建築群(主屋、塀、三三庵)は、国の登録有形文化財に指定されているが、その一部を店舗として改装し、軽食や地元有機野菜を使った料理を提供するレストランの新設と駐車場整備を計画している。(3年以内) ・観光入込客数(H23~H27):H27:約10,000人/年(イベント時の来場者) <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> ・基幹事業である(一)竹田川(市島工区)を整備し、治水安全度を向上させ拠点施設へ浸水被害を軽減することで、観光拠点としての魅力が高まり、拠点施設の活性化が図られるとともに、大丹波圏域内の広域観光の周遊性が向上することにより、地域の活性化が図られる。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> ・蔵開き 今朝しぼりなどの2ヶ月に1回程度のイベントを開催し、年間を通して多くの来訪者があり、外国人観光客からも高評価を得ている。 <将来> ・飲食施設新設により、一層の観光客の増員が見込まれ周辺観光施設の周遊拠点として施設の活性化が図られる。 ・大型バスの駐車場整備により、観光バスツアーのルートとしても確立され、ますますの活性化が見込まれる。 ・蔵だけでなく、酒米を育てる体験イベントや、自社で酒米を生産することも計画している。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> 酒造会社へのヒアリングにより事業内容を確認 <拠点施設に設定した理由> ・イベント開催の他、酒蔵見学等の観光客が増えており、丹波ブランドの発展が期待され、浸水被害を軽減することで、より広く圏域外からの来訪者の増加が見込まれることから、重点な拠点施設とした。			
重点地区(設定する場合に記述)			
面積	70ha		
<重点区域の特性・機能> 酒蔵を中心とした観光拠点			

拠点施設・重点地区

※複数の拠点施設が離れている場合は、適宜追加する。

大丹波圏域(兵庫県)	所在地	兵庫県丹波市市島町	重点地区	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	重点地区の面積	70 ha
------------	-----	-----------	------	------------------------------------------------------------------	---------	-------

※ 周辺が分かるような図面を添付すること。



凡 例	
	: 拠点施設
	: 基幹事業
	: 重点地区



拠点施設

施設名	氷上さくら公園	所在地	兵庫県丹波市氷上町
設置主体	丹波市	管理・運営主体	丹波市
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設の整備の有無	(有) ・ 無	整備期間	H31-H32
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> ・氷上さくら公園は、ふるさと桜づつみ回廊事業、さくらの名所づくりモデル事業「さくらの名所ひかみ」の一環として、氷上インターチェンジで結ばれる他の地域・人々の交流等、「集いの桜」をテーマに平成12年度に整備されている。 ・公園内や、加古川沿いに植樹された桜など、周辺一帯を見渡せる展望施設(櫓)の改修及び園路整備を行い、周辺観光施設のシンボルとして整備する。 ・観光入込客数(H23～H27): (H27 約89,000人/年) <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> ・基幹事業である(一)加古川(氷上工区)を整備し、治水安全度を向上させ拠点施設へ浸水被害を軽減することで、観光拠点としての魅力が高まり、拠点施設の活性化が図られるとともに、大丹波圏域内の広域観光の周遊性が向上し、地域の活性化が図られる。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> ・花見シーズンには、周辺の水別れ公園等の花見スポットと合わせて多くの観光客が訪れ、各種イベントが開催されるなど、観光活動が展開されている。 ・公園内にある「ひかみ四季菜館」では、丹波大黒豆、丹波栗等の丹波ブランドの地域特産物の直売所があり、地域住民の他、多くの観光客が訪れている。 <将来> ・拠点施設の整備により、新たなイベントの開催など、来場者の増加が見込まれ、地域の活性化が図られる。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> 地元からの要望、丹波市へのヒアリングにより事業内容を確認 <拠点施設に設定した理由> ・北近畿豊岡自動車道氷上インターチェンジに近接した立地条件のため、圏域外からの来訪者の増加が見込まれることから、重点な地区の拠点施設とした。			
重点地区(設定する場合に記述)			
面積	90 ha		
<重点区域の特性・機能> 北近畿豊岡自動車道氷上ICに近接した桜公園			

平成28年3月作成

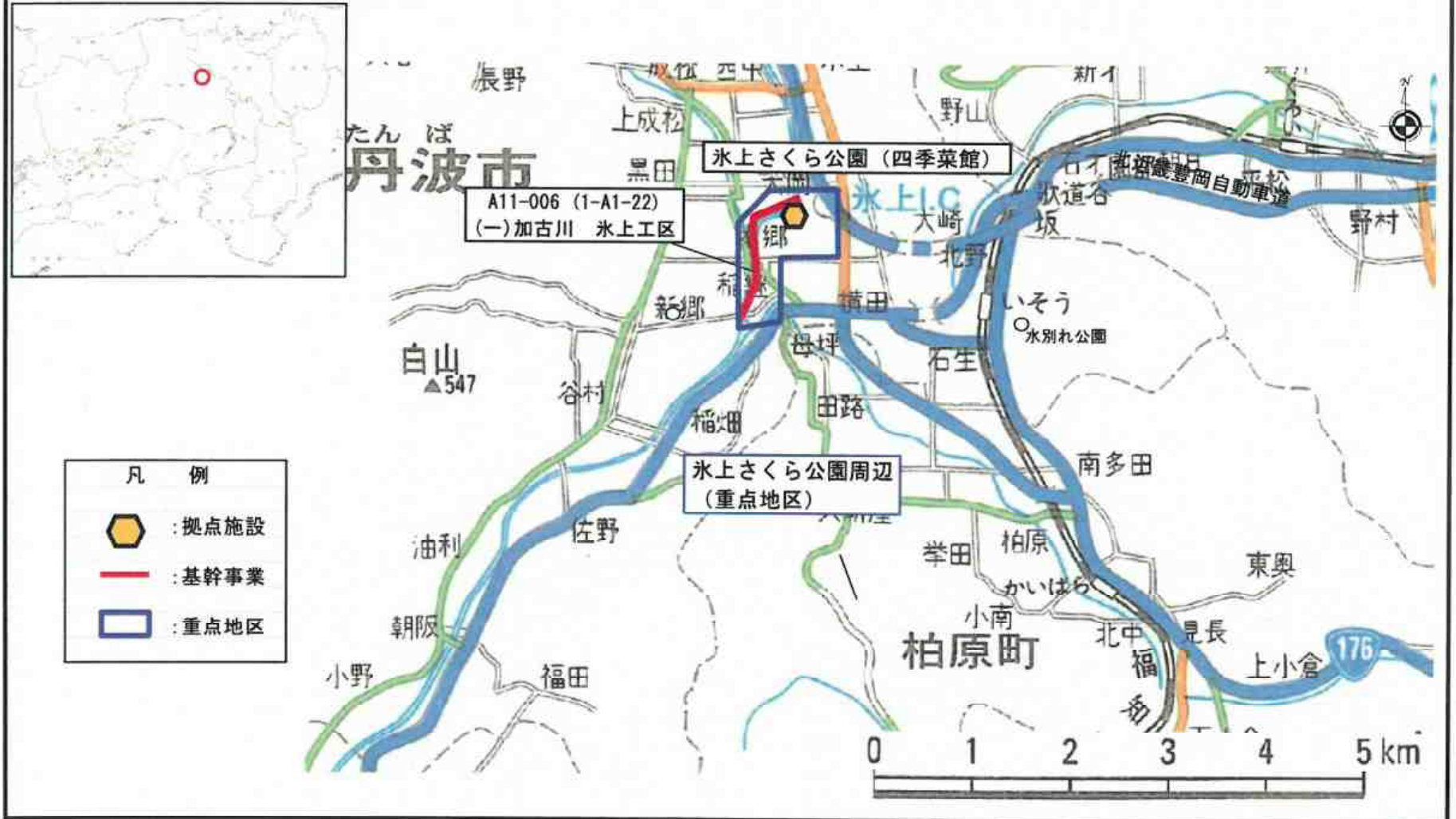
平成26年5月様式

拠点施設・重点地区

※複数の拠点施設が離れている場合は、適宜追加する。

大丹波圏域(兵庫県)	所在地	兵庫県丹波市氷上町	重点地区	<input checked="" type="checkbox"/> 有	重点地区の面積	90 ha
------------	-----	-----------	------	---------------------------------------	---------	-------

※ 周辺が分かるような図面を添付すること。



広域的地域活性化基盤整備計画の添付書類等

交付対象事業別概要

だい たんば けんいき ひょうご
大丹波圏域（兵庫県）

たんば し ささやまし
関係市町村（丹波市、篠山市）

- ・広域的地域活性化基盤整備計画に位置付けない事業については不要。
- ・各業に交付対象事業別にその内容が分かる設計図（平面図）を添付すること。
- ・設計図は、原則として、事業個所ごとに各々A4一枚とする。ただし、交付金対象事業のうち土地区画整理事業の設計図については、「シート1」の様式で添付すること。

注)・「関係市町村」欄には、広域的地域自立・活性化法第5条第5項の規定による意見聴取が必要な市町村をすべて記載すること。
・様式は、A4長辺側を、2箇所ホチキス留めすること。

添付書類目次

- 交付限度額算定表
- 道路
- 道路概要図
- 河川(その他)
- 河川概要図

交付限度額算定表

要綱第5に掲げる式による交付限度額(X)	3,189 百万円	規則第17条第1項に基づく交付限度額(Y)	36,246 百万円	$X \leq Y$ ゆえ、	本計画における交付限度額	3,189 百万円
					交付率	45.0 %
					提案事業比率	0.0 %

規則第17条第1項に基づく限度額算定

S 1,385 km²

拠点施設を中心とする半径Rの円の面積(πR^2)

π : 3.14

r: 最短距離 21

拠点施設から都道府県の境界までの距離 21 km

拠点施設から海岸線までの距離 69 km

r_0 : 10 km

R: $r \geq r_0$ ゆえ、 21 km

T 5 年

当該広域的な地域活性化基盤整備計画の計画期間

平成28年度 ~ 平成32年度

C 1,047.0 万円/km²・年度

単位面積あたり及び単年度あたりの標準的な投資額

行政投資全国実績のうち、都道府県が主体となる交付対象事業に係るものを全国平均で除したもの(最新5箇年の平均)

C = 1047百万円/km²・年度は、「国国土計画第2号- H27.4.9 国土交通事務次官通知」による投資額計画作成時点は、最新の投資額で限度額を算出のこと。

$S \times C \times T \times 0.5 =$ 36,246 百万円

要綱第5に掲げる式による限度額算定

交付対象事業費	基幹事業(A)	7,086 百万円
	提案事業(B)	0 百万円
	合計	7,086 百万円

$\alpha 1 = 9(A+B)/10 =$ 6,377.4

$\alpha 2 = 12A/11 =$ 7,730.2

$\alpha 1 < \alpha 2$ ゆえ、交付限度額(X) = $\alpha 1/2 =$ 3,189 百万円

rの選定根拠(複数の拠点施設が記載されている場合)

※計画に記載された拠点施設から都道府県の境界若しくは海岸線までの最短距離
(複数の拠点施設が記載されている場合は、そのうち最も大きい値)

〈選定方法〉

- ① 各拠点施設から都道府県の境界までの距離:r1、海岸線までの距離:r2を記入
(〇〇群とした場合は群の中心付近からの距離とする)
- ② 最短距離欄に、r1、r2のうち短い距離を記入
- ③ 最短距離のうち、最も大きい値となる拠点施設からのr1、r2を交付限度額算定表に記載する値として選定

(単位:km)

拠点施設名	①		②
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2	最短距離 (r1、r2のうち 短い距離)
丹波焼の郷	21	32	21
丹波竜化石工房「ちーたんの館」	18	43	18
黒豆の館	7	41	7
大国寺	12	41	12
篠山城跡大書院	15	69	15

※選定結果(交付限度額算定表に記載する値)

(単位:km)

拠点施設名	③	
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2
	21	69

大丹波圏域(兵庫県) 道路概要図 A11-001(1-A1-1) 一般国道 372号 丹南バイパス



大丹波圏域(兵庫県) 道路概要図 A11-002(1-A1-2) 主要地方道 篠山山南線 川代工区



大丹波圏域(兵庫県) 道路概要図 A11-003(1-A1-3) 主要地方道 春日栗柄線 野瀬工区



大丹波圏域(兵庫県) 道路概要図 A11-004(1-A1-4) 主要地方道 西脇篠山線 味間工区



河川

事業名	河川	水系名	由良川	河川名	竹田川
-----	----	-----	-----	-----	-----

治水安全度	現況	/			流量	現況流下能力	500 (m ³ /s)
	将来	1/	30			計画高水流量	810 (m ³ /s)
流域面積	116 km ²			市街化率		%	
過去10年間の主な 出水状況・浸水被害	年月日	浸水戸数	うち床上浸水戸数	面積(ha)	気象原因	内水・溢水の別	
	H26.8.17	129	36	537	集中豪雨	内水(支川溢水)	
事業費	総事業費		17,634 (百万円)				
	交付期間内事業費		2,700 (百万円)				
交付期間内における 整備目標及び方針	<p>一級河川由良川水系竹田川では、戦後最大規模である昭和58年9月台風10号洪水で甚大な被害が生じた。そのため、昭和58年台風10号洪水を安全に流下させることを目標として、河川改修を進めている。</p> <p>今回、断面阻害している井堰2基を改修し、平成26年8月豪雨で大きな浸水被害のあった市の貝川の合流点処理を行うことにより、治水安全度および観光地の魅力を向上させることで、地域の活性化を図る。</p>						
当該箇所上下流 の改修の状況	<p>堤防整備は概成しているものの、井堰、橋梁の横断工作物改築および河床掘削が残事業となっている。</p>						

※市街化率とは、流域内における市街化区域及び市街化調整区域内の開発区域の占める割合。

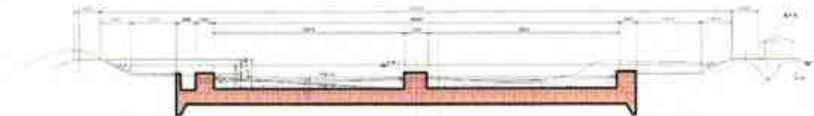
※「計画年次における整備目標及び方針」欄には、交付期間内事業期間における、具体の流下能力の阻害となっている箇所の改修方針、区間延長、現況安全度等について記入。

A11-005(1-A1-21) (一)竹田川 市島工区(河川改修事業)概要図

【拠点施設整備との関連性】

一級河川由良川水系竹田川では、戦後最大規模である昭和58年9月台風10号洪水で甚大な被害が生じた。そのため、昭和58年台風10号洪水を安全に流下させることを目標として、河川改修を進めている。

今回、断面阻害している井堰2基を改修し、平成26年8月豪雨で大きな浸水被害のあった市の貝川の合流点処理を行うことにより、治水安全度および観光地の魅力を向上させ、地域の活性化を図る。



丹波市役所

河川

事業名	河川	水系名	加古川	河川名	加古川
-----	----	-----	-----	-----	-----

治水安全度	現況	/			流量	現況流下能力	800 (m ³ /s)
	将来	1	14			計画高水流量	1000 (m ³ /s)
流域面積	582 km ²			市街化率		%	
過去10年間の主な 出水状況・浸水被害	年月日	浸水戸数	うち床上浸水戸数	面積(ha)	気象原因	内水・溢水の別	
	H16.10	560	460	970	台風23号	内水	
事業費	総事業費		(百万円)				
	交付期間内事業費		800 (百万円)				
交付期間内における 整備目標及び方針	<p>一級河川加古川水系加古川は、沿川に家屋が連亘しており、平成16年の台風23号による出水では、浸水面積970ha、床上浸水460戸、床下浸水100戸の甚大な被害が生じたが、下流区間の改修状況を踏まえ、昭和58年9月の台風10号による洪水を安全に流下させることを目標として整備している。</p> <p>今回、氷上工区(L=1.6km)の築堤区間の堤防強化を実施し、治水安全度および氷上インター周辺の観光地の魅力を向上させ、地域の活性化を図る。</p>						
当該箇所上下流 の改修の状況	下流の改修状況に合わせ、上下流バランスに配慮して整備を進めている。						

※市街化率とは、流域内における市街化区域及び市街化調整区域内の開発区域の占める割合。

※「計画年次における整備目標及び方針」欄には、交付期間内事業期間における、具体の流下能力の阻害となっている箇所の改修方針、区間延長、現況安全度等について記入。

